

介護労働者や介護事業者についての参考資料

1 労働者の属性

- 福祉施設介護員やホームヘルパーは、全産業と比較して、女性労働者の比率が高く、勤続年数は短い。また、きまって支給する現金給与額も、全産業と比較して低い。
- 訪問系の事業所では、非正社員の労働者が多い。

(1) 一般労働者の男女比、平均年齢、勤続年数及び平均賃金

	男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全産業	68.8%	41.8歳	13.5年	372.7千円	31.2%	39.1歳	8.8年	238.6千円
福祉施設介護員	29.2%	33.2歳	4.9年	227.1千円	70.8%	37.2歳	5.3年	206.4千円
ホームヘルパー	15.2%	37.6歳	3.9年	230.6千円	84.8%	44.7歳	4.5年	197.0千円

(出典)平成18年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)。調査時点:平成18年7月。

一般労働者とは短時間労働者以外の労働者であり、正規雇用・非正規雇用を問わない。

(2) 労働者の就業形態

	正社員	非正社員
施設(入所)	65.0%	34.8%
訪問系	34.3%	65.3%

(出典)平成18年介護労働実態調査((財)介護労働安定センター) 調査時点:平成18年8月

2 介護労働者の年収について

○ 勤続年数の経過に応じて、年収が増加している。

・ 介護職の年収(特養)(単位:万円)

採用 時期	H17.1.1～ H18.1.1		H15.1.1～ H16.12.31		H13.1.1～ H14.12.31		H8.1.1～ H12.12.31		H7.12.31以前	
	平均 金額	増減率	平均 金額	増減率	平均 金額	増減率	平均 金額	増減率	平均 金額	増減率
全体	274.67	100	295.79	107.7	314.69	114.6	348.36	126.8	417.05	151.8
特別区	307.62	100	336.09	109.3	344.76	112.1	459.87	149.5	605.58	196.9
特甲地	291.01	100	331.10	113.8	363.94	125.1	441.49	151.7	491.71	169.0
甲地	257.04	100	282.87	110.0	303.61	118.1	342.65	133.3	431.43	167.8
乙地	272.54	100	316.90	116.3	327.53	120.2	353.77	129.8	415.53	152.5
その他	272.98	100	286.29	104.9	304.90	111.7	333.79	122.3	405.61	148.6

(出典)介護従事者の雇用状況に関する緊急調査(平成19年8月 (社)全国老人福祉施設協議会)

3 都道府県別所定内賃金水準（月給者）

○ 全国平均：213,837円

（出典）平成18年介護労働実態調査（（財）介護労働安定センター） 調査時点：平成18年8月

都道府県	平均賃金（月給者）
東京	254,430
神奈川	239,700
京都	234,715
愛知	228,568
長野	222,672
埼玉	222,443
千葉	222,343
群馬	222,227
山梨	221,826
大阪	221,047
三重	220,057
静岡	219,817
岐阜	218,994
滋賀	218,552
鳥取	217,401
兵庫	216,614
宮城	215,304
高知	214,922
徳島	214,831
和歌山	212,163
新潟	210,666
福井	210,528
岡山	210,512
奈良	210,330

都道府県	平均賃金（月給者）
富山	210,034
福島	209,418
岩手	209,113
山口	208,866
栃木	208,681
北海道	208,082
広島	207,486
茨城	207,007
石川	206,937
愛媛	204,313
島根	203,224
山形	201,733
鹿児島	201,417
香川	200,185
大分	199,813
佐賀	198,454
福岡	198,087
宮崎	194,086
青森	191,360
長崎	187,931
熊本	187,908
秋田	187,145
沖縄	185,788

※ 東京都と沖縄県とで約1.4倍の較差。

4 有効求人倍率の推移

○ 社会福祉専門職種の有効求人倍率は最近急速に高まっている。介護関連職種の有効求人倍率も高まっている。

		平成5	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
全職業	常用(含パート)	0.70	0.48	0.47	0.60	0.54	0.54	0.66	0.83	0.94	1.02
	常用(除パート)	0.66	0.40	0.38	0.47	0.42	0.41	0.53	0.71	0.84	0.92
	常用的パートタイム	1.06	1.08	1.08	1.39	1.28	1.28	1.45	1.32	1.29	1.35
社会福祉専門職種	常用(含パート)	—	—	—	—	0.54	0.59	0.74	0.86	1.08	1.30
	常用(除パート)	0.20	0.18	0.25	0.32	0.38	0.43	0.55	0.69	0.91	1.10
	常用的パートタイム	—	—	—	—	1.31	1.37	1.61	1.47	1.55	1.79
介護関連職種	常用(含パート)	—	—	—	—	—	—	—	1.14	1.47	1.74
	常用(除パート)	—	—	—	—	—	—	—	0.69	0.97	1.22
	常用的パートタイム	—	—	—	—	—	—	—	2.62	2.86	3.08

○有効求人倍率の地域格差： 介護関連職種(常用(含パート)) 東京都 2.82倍～ 沖縄県 0.69倍

(出典) 職業安定業務統計。数値は年度内各月の平均値。

5 離職の状況①

- 介護職員の離職率は、全産業と比較して正社員において高い。
- 職員の定着率が低いと回答している事業所は、訪問系よりも施設(入所)系の事業所が多い。

(1) 離職率

	全体	正社員	非正社員
全産業平均	16.2%	13.1%	26.3%
介護職員	20.3%	21.7%	27.3%
ホームヘルパー		19.6%	14.0%

※全産業の出典は「平成18年度雇用動向調査結果(厚生労働省)」(平成18年1月1日現在の常用労働者数に対する1月から12月の期間中の離職者の割合)

※全産業については「全体」は「常用労働者」、「正社員」は「一般労働者」、「非正社員」は「パートタイム労働者」を指す。

※介護職員及びホームヘルパーの出典は「平成18年介護労働実態調査(介護労働安定センター)」(平成17年9月1日の従業者数に対するその後1年間の離職者数の割合)

(2) 従業員の定着状況

	定着率が低くて困っている	定着率は低いが特に困っていない	定着率は低くない
訪問系	12.7%	8.9%	70.1%
施設(入所)系	25.4%	14.4%	58.0%

(出典)平成18年介護労働実態調査((財)介護労働安定センター) 調査時点:平成18年8月

5 離職の状況②

○ 離職率の分布には、離職率が「0%」の事業所と「30%以上」の事業所との二極化が見られる。

訪問介護サービス事業所における訪問介護員の離職率

		分析対象事業所数	事業所単位の1年間の離職率					事業所単位の2006年8月末時点在職者数平均値(人)	
			離職率平均値(%)	離職率の分布(%)					
				0%(安定)	～10%未満	～20%未満	～30%未満		30%以上
正社員		2,790	17.4	64.4	1.6	4.2	7.1	22.7	3.9
非正社員	常勤労働者	758	18.4	70.6	0.8	3.6	4.1	21.0	3.3
	定型的短時間労働者	986	13.4	65.1	4.9	8.7	6.3	15.0	8.9
	非定型的短時間労働者(登録ヘルパー)	1,765	19.7	38.0	10.2	16.7	12.9	22.3	17.2

(注1 分析対象)

表の分析対象は、職種別・勤務形態別に現在の従業員数、1年間の採用者数、1年間の離職者数の全てに回答があり、かつ、介護事業の開始が1年以上前で、現在訪問介護もしくは予防訪問介護サービスを提供していると回答した事業所に限定している。

(注2 用語の定義)

【就業形態】

正社員：雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者等を除いた、いわゆる正社員

非正社員：正社員以外の労働者(契約社員、嘱託社員、臨時的雇用者、パートタイム労働者)

【勤務形態】

常勤労働者：事業場に定める所定労働時間を全て勤務する者

短時間労働者：1日の所定内労働時間又は、1週の労働日数が常勤労働者より少ない者

定型的短時間労働者：労働日及び労働日における労働時間が定型的・固定的に定まっている短時間労働者

非定型的短時間労働者：月、週又は日の所定労働時間が、一定期間ごとに作成される勤務表により、非定型的に特定される者(登録ヘルパー)

(出典) 月刊福祉November2007 P31(平成18年介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)の個票データの再集計によるもの。)

5 離職の状況③

採用率・離職率と離職者構成

(単位: %)

	1年間の 採用率	1年間の 離職率	離職者のうち 1年未満の者	離職者のうち 1年以上3年未満の者
介護老人福祉施設	26.3	19.7	37.4	38.0
介護老人保健施設	25.0	21.2	34.1	42.1
介護療養型医療施設	26.5	20.9	36.2	39.7
認知症対応型共同生活介護	57.3	31.8	59.7	33.9



離職率の構成割合

	10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上	無回答
介護老人 福祉施設	29.4	17.8	12.5	9.9	7.9	19.5	2.9
介護老人 保健施設	25.0	15.5	16.1	11.6	7.3	20.4	4.1
介護療養型 医療施設	17.2	13.5	9.4	14.1	6.3	30.7	8.9
認知症対応型 共同生活介護	16.1	15.0	8.6	10.1	8.5	33.3	8.3

(出典)平成18年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)

(注)離職率及び離職者は正社員・非正社員を対象としている。

6 事業所における従業員の職種別過不足状況

○ 5割を超える事業所が、従業員について「不足している」と回答している。

	①大いに不足	②不足	③やや不足	④適当	⑤過剰	再掲 ①+②+③
全体	5.0%	15.1%	32.4%	46.4%	1.1%	52.5%
訪問介護員	8.6%	21.5%	33.0%	35.5%	1.4%	63.1%
介護職員	3.7%	12.1%	29.4%	51.9%	2.9%	45.2%

7 介護職員数の将来推計

I 介護サービス対象者数の推計

○ 要介護認定者等数、介護保険利用者数及び後期高齢者(75歳以上)数の推計

単位:万人

		平成16年 (2004)	平成20年 (2008)	平成23年 (2011)	平成26年 (2014)	平成36年 (2024)	平成42年 (2030)
要介護認定者等数	予防効果なし [A]	410	520	580	640	—	—
	予防効果あり [B]	—	500	540	600	—	—
[C]		330	410	450	500	—	—
介護保険利用者数	うち 施設	80	100	100	110	—	—
	うち 在宅	250	310	350	390	—	—
後期高齢者(75歳以上)数 [D]		1110	1290	1430	1530	1980	2100

＜出典＞ 要介護認定者等数 : 第18回社会保障審議会介護保険部会(平成16年10月29日)資料
 介護保険利用者数 : 第19回社会保障審議会介護保険部会(平成16年11月15日)資料
 後期高齢者(75歳以上)数 : 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口(平成14年1月推計)」

(注1) 介護保険利用者数[C]は、現行の要介護認定者等数[A]がベース。なお、要介護認定者等数と一致しないのは、入院、家族介護等により、介護保険の利用率が8割程度であるため。

(注2) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口(平成14年1月推計)」によると、2030年が後期高齢者数のピーク。

II 介護保険事業に従事する介護職員数(実数)の推計

○ 平成16年の介護職員数(100.2万人)を基準に、Iの各推計と同じ伸び率で増加すると想定して算定

単位:万人(実数)

いずれの推計を使用しても、平成26年の介護職員数は140～155万人程度であり、今後10年間で年間平均4.0～5.5万人程度の増加と見込まれる。

	平成16年 (2004)	平成20年 (2008)	平成23年 (2011)	平成26年 (2014)	平成36年 (2024)	平成42年 (2030)
[A]のケース	100.2	127.1	141.7	156.4	—	—
[B]のケース	施設 29.8 在宅 70.4	122.2	132.0	146.6	—	—
[C]のケース		124.6	135.9	150.8	—	—
[D]のケース		116.4	129.1	138.1	178.7	189.6

＜出典＞ 平成16年の介護職員数 : 平成16年介護サービス施設・事業所調査

(注3) 介護職員は、介護保険施設及び居宅サービス事業所等における従事者のうち、介護福祉士、訪問介護員等の介護関係業務に従事する者をいう。10

(注4) [C]のケースの推計は、施設・在宅別に推計したものを合計したもの。

8 事業所の経営状況

- 訪問介護は、大部分の調査客体で(約7割。社会福祉法人、医療法人、営利法人。)で収支差がプラスとなっている。社会福祉協議会や地方自治体がマイナス。
- 通所介護は、地方自治体を除いた調査客体で収支差がプラスとなっている。
- 介護老人福祉施設は、すべての調査客体で収支差がプラスとなっている。

		全体	地方公共団体	社会福祉協議会	社会福祉法人	営利法人	医療法人
訪問介護	収支差	▲0.1%	▲17.0%	▲7.4%	1.6%	1.6%	2.4%
	主体別構成割合 (注1)	—	0.8%	15.1%	21.7% (注2)	40.8%	7.5%
介護老人福祉施設	収支差	13.6%	14.0% (注3)	—	13.6%	—	—
	主体別構成割合 (注1)	—	4.3%	—	95.2% (注4)	—	—
通所介護	収支差	7.2%	▲6.9%	3.9%	8.1%	8.6%	4.1%
	主体別構成割合 (注1)	—	2.3%	11.5%	57.7% (注2)	15.2%	5.3%

(注1) 調査客体に占める割合。(注2) 社協を除く。

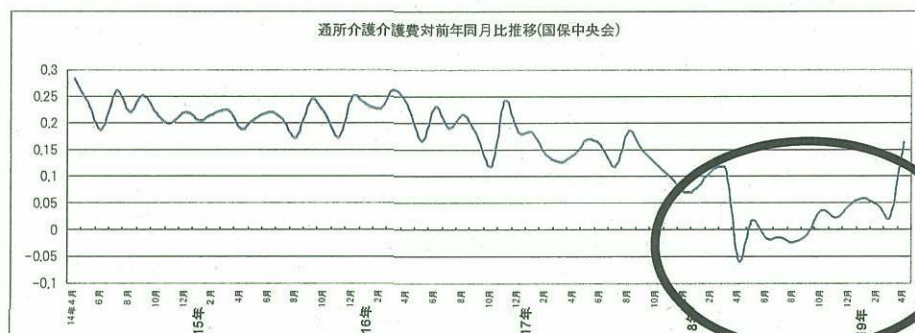
(注3) 一部事務組合含む。(注4) 社協を含む。

(出典) 平成17年介護事業経営実態調査 調査時点: 平成17年3月の収支

9 訪問介護事業所の運営状況・訪問介護介護費の介護報酬改定の影響

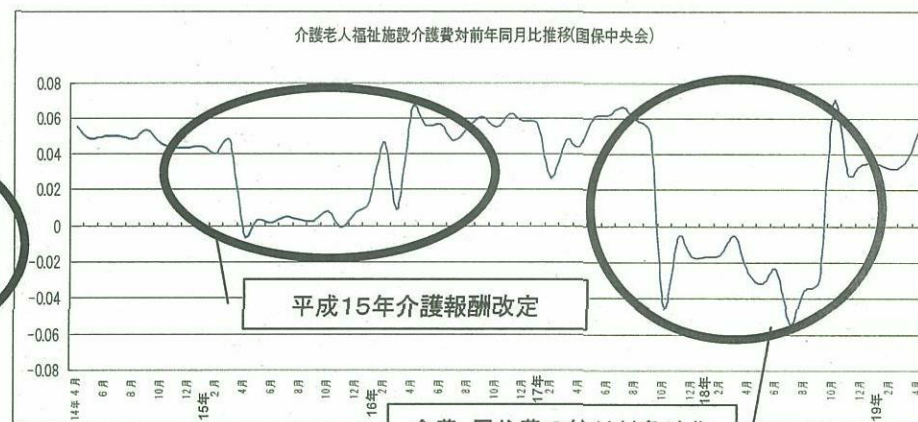
○ 介護報酬改定の一般的な影響の現れ方は、以下のとおり。

- ①改定時点においては、一時的に対前年同月比推移がマイナスまで下降する。
- ②一定期間を経過すると、事業所の経営方針の変更等により、伸びが改定前の水準にまで回復する。



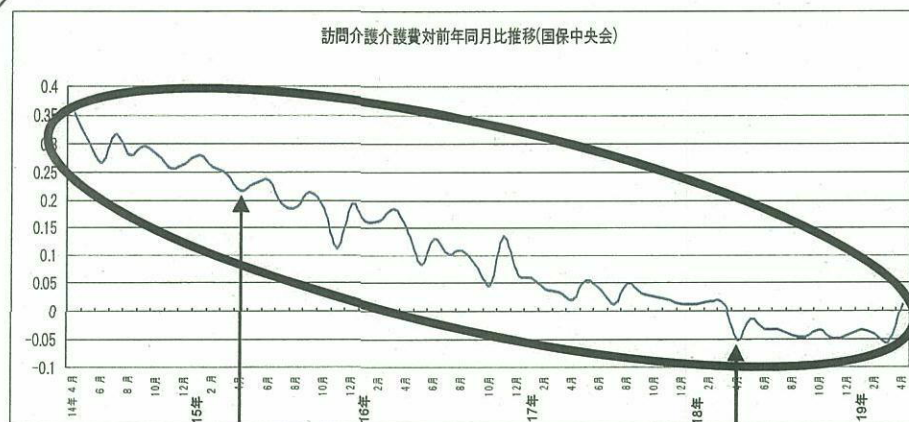
平成18年介護報酬改定

(出典) 件数等推移(国民健康保険中央会)



食費・居住費の給付対象外化

(出典) 件数等推移(国民健康保険中央会)



平成15年報酬改定

(出典) 件数等推移(国民健康保険中央会)

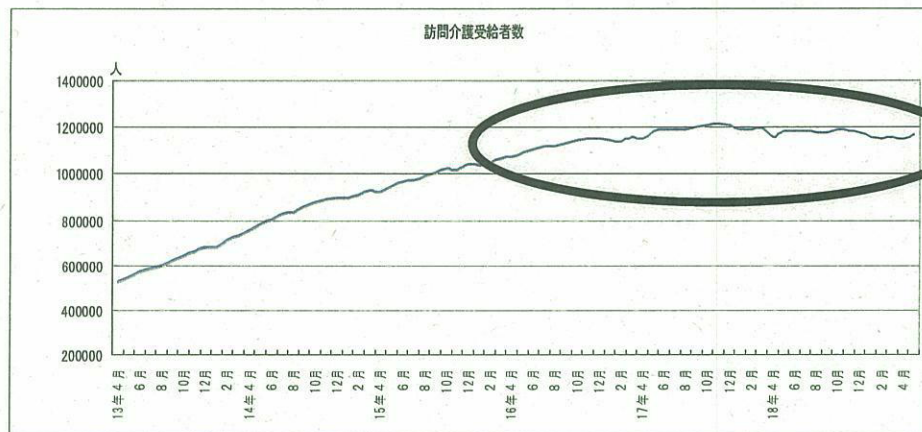
平成18年報酬改定

訪問介護介護費の対前年同月比推移を見ると、他のサービスの動向とは異なり、改定時(平成15年4月及び平成18年4月)に関係なく、伸び率が逡減する傾向にある。

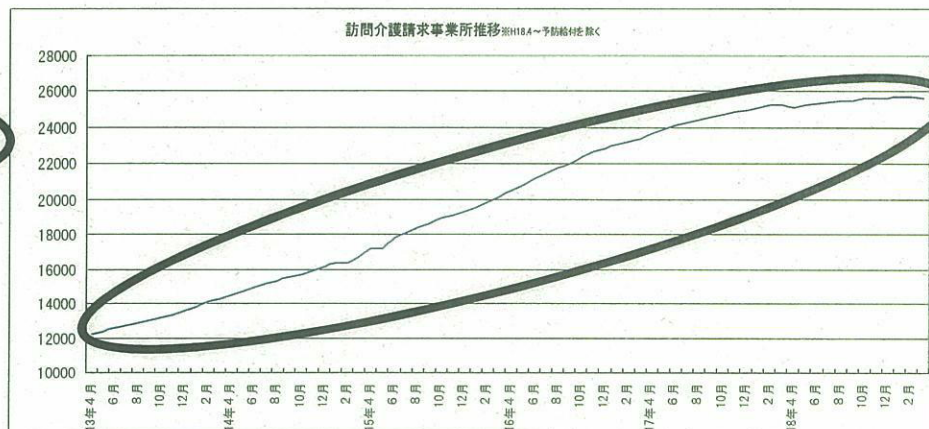
訪問介護介護費に対する介護報酬の改定の影響はあまり見られない

9 訪問介護事業所の運営状況・訪問介護事業者の動向

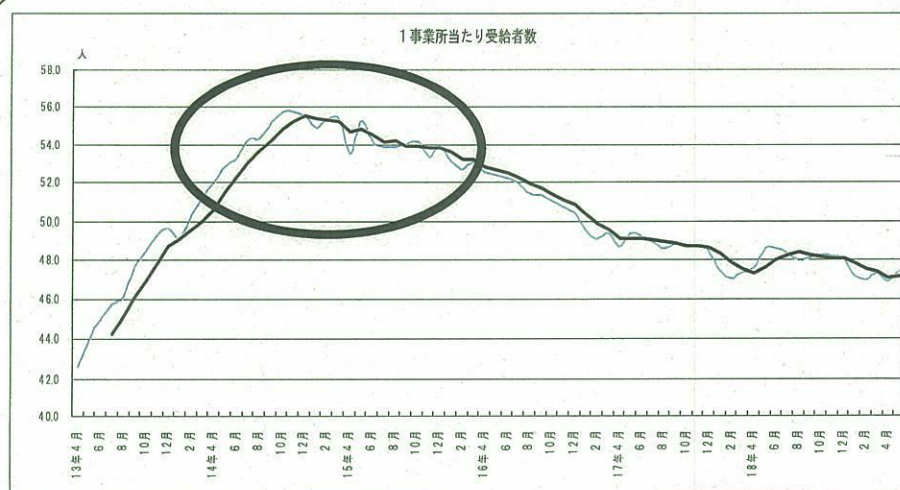
- 訪問介護受給者数は平成17年11月をピークに減少を始めている。
- 訪問介護請求事業所推移(平成18年4月以降の予防給付については除く。)は、訪問介護受給者数の伸び率が下がり、かつ、減少を始めた時点以降も引き続いて増加している。



(出典)介護給付費実態調査(厚生労働省)



(出典)介護給付費実態調査(厚生労働省)



(出典)介護給付費実態調査(厚生労働省)

- 訪問介護受給者数の伸びを訪問介護請求事業所数の伸びが上回っている。
- 1事業所当たりの受給者数は、平成14年12月頃をピークに減少している。

※ 青線: 月当たりの1事業所当たり受給者数
黒線: 月当たりの1事業所当たり受給者数を4月ごとに計算した一連の平均値

9 訪問介護事業所の運営状況・「1事業所当たり受給者数」減少の影響

① 訪問介護1事業所当たりのサービス回数について



(出典)介護給付費実態調査(厚生労働省)

○ 2. のとおり、1事業所当たりの受給者数が減少している中で、結果として、訪問介護1事業所当たりのサービス回数は近年減少傾向にある。

○ 訪問介護1事業所当たりのサービス回数のピークは、平成14年10月頃から平成15年4月頃までとなっている。

※ 青線：月当たりの1事業所当たりのサービス回数
黒線：月当たりの1事業所当たりのサービス回数を4月ごとに計算した一連の平均値

② 訪問介護1事業所当たりの費用額について



(出典)介護給付費実態調査(厚生労働省)

○ 2. のとおり、1事業所当たりの受給者数が減少し、また、上記のとおり、訪問介護1事業所当たりのサービス回数も減少していることから、訪問介護1事業所当たりの費用額についても近年減少傾向にある。

○ 訪問介護1事業所当たりの費用額のピークは、平成14年11月頃から平成15年6月頃までとなっている。

※ 青線：月当たりの1事業所当たりの費用額
黒線：月当たりの1事業所当たりの費用額を4月ごとに計算した一連の平均値

10 事業所運営上の問題点

事業所は、介護報酬、労働条件・福祉環境の改善、良質な人材の確保、事務手続きの煩雑さを事業所運営上の問題点と考えている。

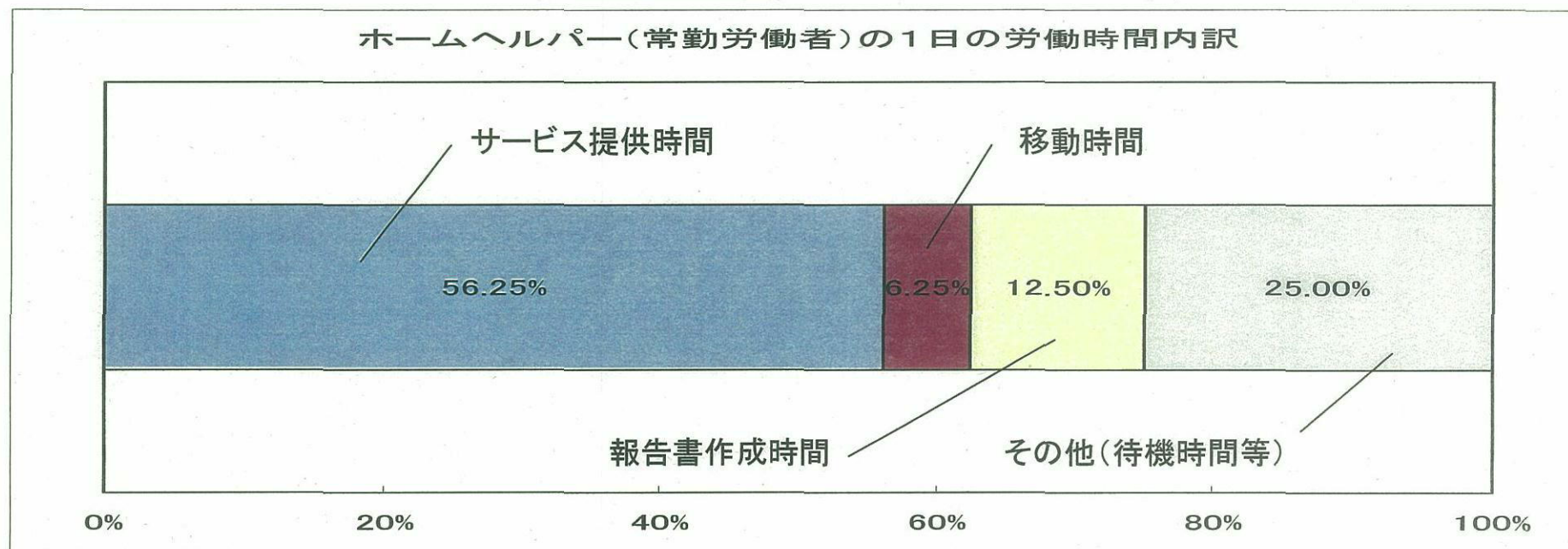
○指定介護サービス事業を運営する上での問題点(複数回答)

サービス提供以外の事務の煩雑さ
労働条件・雇用環境

	訪問系	施設(入所)系
今の介護報酬では十分な賃金を払うことができない	45.9%	49.1%
介護サービス提供に関する書類作成が煩雑で、時間に追われてしまう	46.8%	37.0%
経営(収支)が苦しく労働条件や福祉環境の改善をしたくてもできない	35.1%	33.1%
良質な人材の確保が難しい	30.1%	44.6%
介護保険の請求事務が煩雑で時間に追われてしまう	19.8%	13.9%
介護従事者の介護業務に関する知識や技術が不足しており、教育が必要	11.1%	20.1%
介護保険の改定等についての的確な情報や説明が得られない	13.9%	13.8%
利用者や利用者の家族の介護サービスに対する理解が不足している	18.4%	10.6%
介護従事者の介護業務に臨む意欲や姿勢に問題がある	5.9%	9.8%
管理者と職員間のコミュニケーションが不足している	3.9%	8.6%
介護従事者同士のコミュニケーションが不足している	4.3%	8.4%
雇用管理等についての情報や指導が必要である	5.7%	5.1%
その他	4.4%	3.8%
特に問題はない	3.4%	3.1%

(出典)平成18年介護労働実態調査((財)介護労働安定センター) 調査時点:平成18年8月

1 1 訪問介護の労働時間内訳



(出典)平成17年度介護労働実態調査結果報告書((財)介護労働安定センター)

<仮定>

- ホームヘルパー(常勤労働者)の1日の労働時間を8時間と仮定。
- ホームヘルパー(常勤労働者)のサービス提供時間の平均が約1時間30分。1日当たりの担当利用者数の平均が約3人であるから、結果、1日のサービス提供時間を4時間30分と推定。
- 次の訪問先への平均移動時間の平均が約15分である。1日当たり担当利用者数の平均が約3人であるから、移動時間の合計は、30分と推定。
- 1回当たりの提供サービスに関する報告書の平均作成時間の平均が約20分であり、1日当たり担当利用者数の平均が3人であるから、報告書作成合計時間が1時間と推定。
- 上記から、合計労働時間は約6時間となり、待機や研修に当たる時間は、2時間と推測される。